

**下呂市 第二次
一般廃棄物処理基本計画**
(概要版)

2019年(平成31年)3月

下 呂 市

序 章 計画の策定にあたって

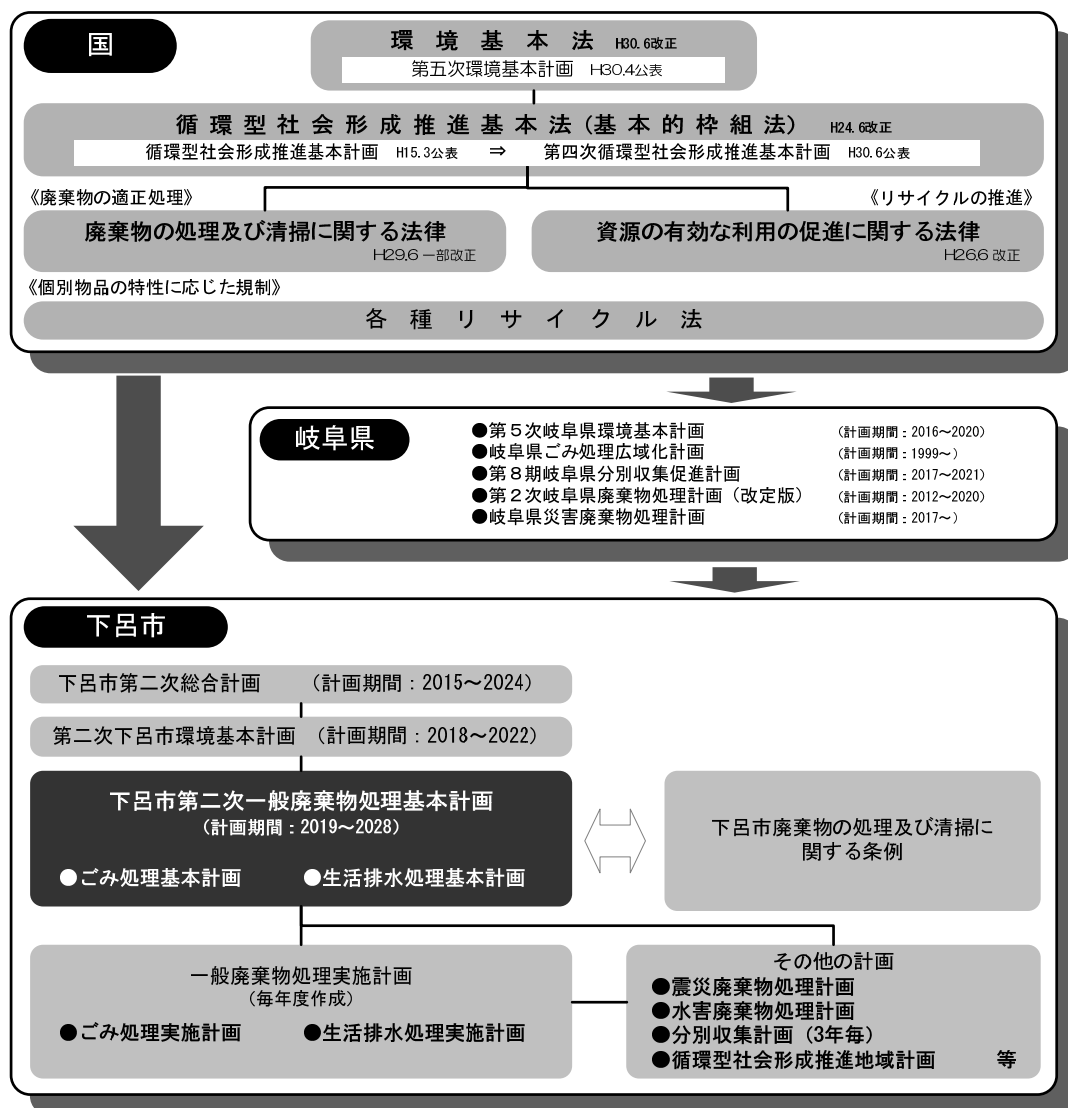
1. 計画策定の背景

「一般廃棄物処理計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、廃棄物行政についての長期的・総合的視点をもって策定するものです。

今後もさらなる廃棄物の減量化・資源化を推進し、持続可能な社会、循環型社会の構築を目指すとともに、ごみを減らすことが、環境負荷の低減につながることを認識し、市民や事業者がそれぞれ自ら行動していく必要があります。

さらに、これまで下呂市が取り組んできた様々な施策も踏まえ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識するとともに、協働による取組みを推進し、ごみの減量化、適正処理のあり方を示す計画を策定するものです。

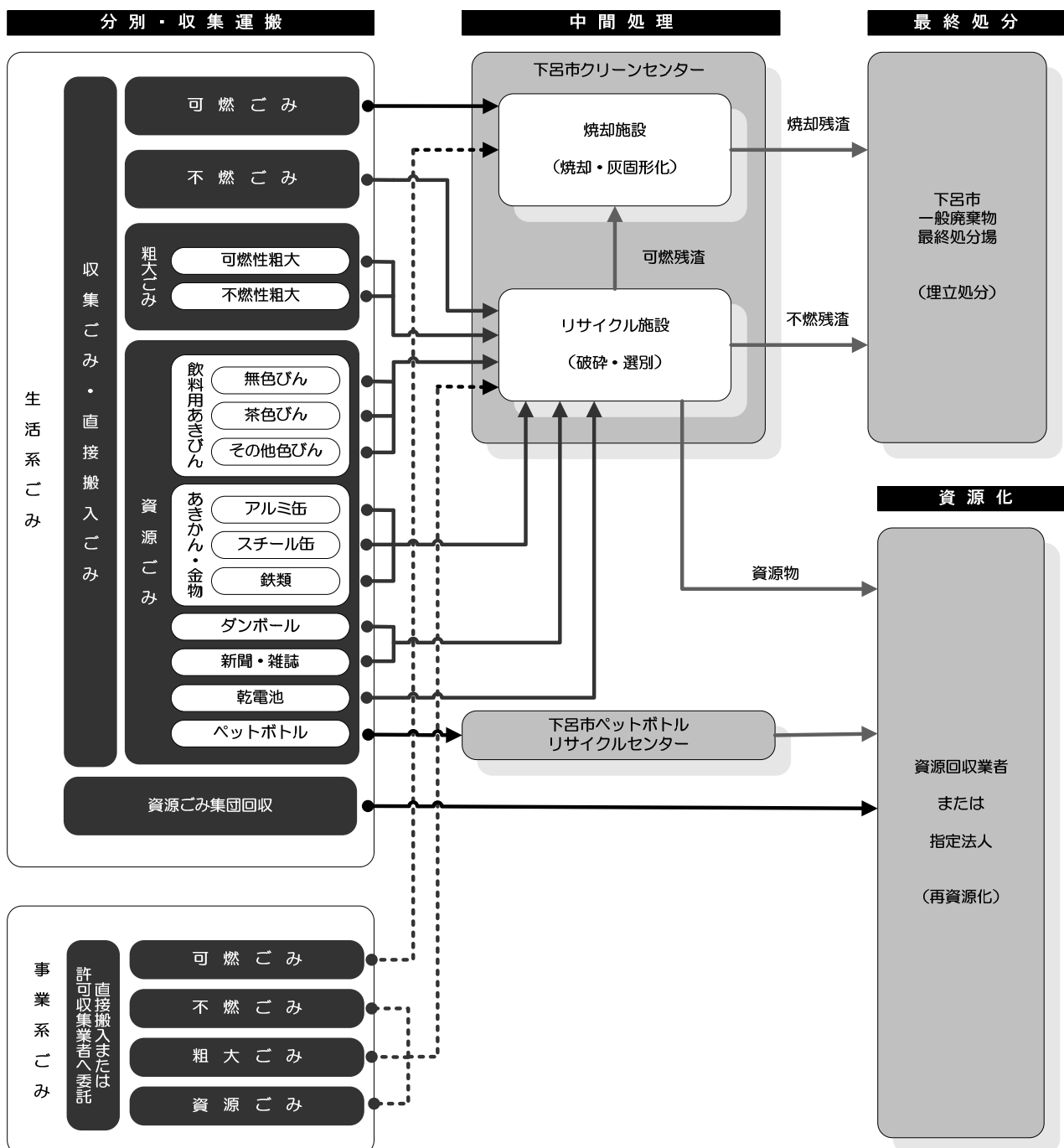
2. 計画の位置づけ



第1部 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみの排出・処理の現況

1. ごみ処理フロー



※中継施設である北部・南部リサイクルセンターへ搬入後、クリーンセンターへ搬入される場合もある。

※リサイクル施設からの可燃残渣は、資源ごみや粗大ごみのうち処理の過程でやむを得ず焼却処理するもの。

2. ごみの排出状況

(1) 種類別排出量

○平成 28 年度実績：ごみ排出量(■)9,861 t

可燃ごみ 8,761 t、不燃ごみ 204 t、資源ごみ 709 t、粗大ごみ 187 t

○推移：ごみ排出量は平成 27 年度を除き、減少傾向

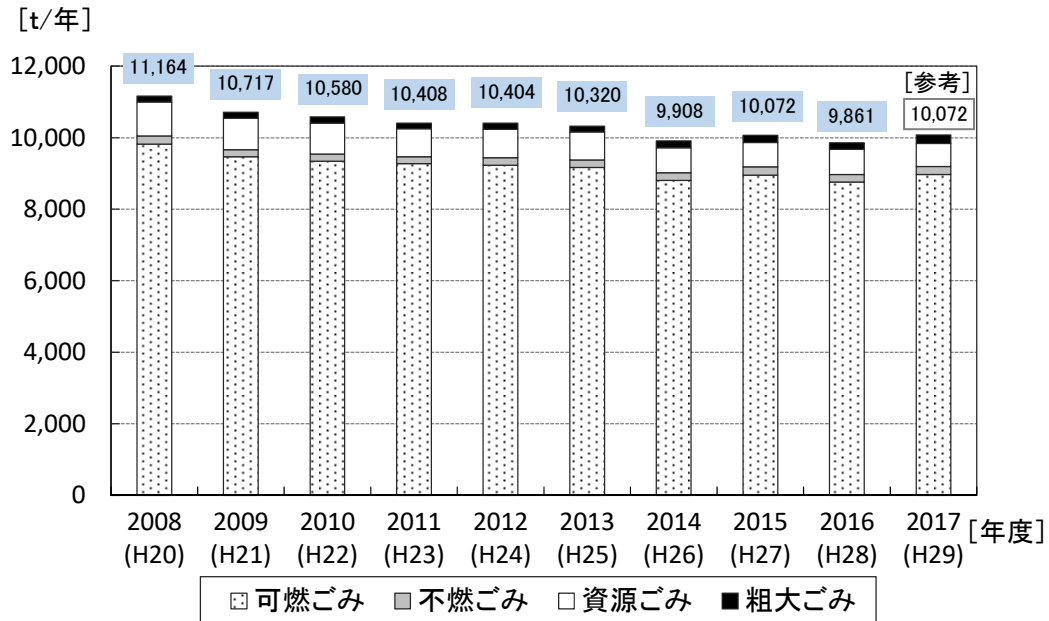


図 1-1 ごみの種類別排出量の推移

(2) 排出形態別排出量

○平成 28 年度実績：家庭系ごみ(■)5,786 t (約 6 割)、事業系ごみ(■)4,075 t (約 4 割)

○推移：家庭系ごみと事業系ごみの構成割合はほぼ一定で推移

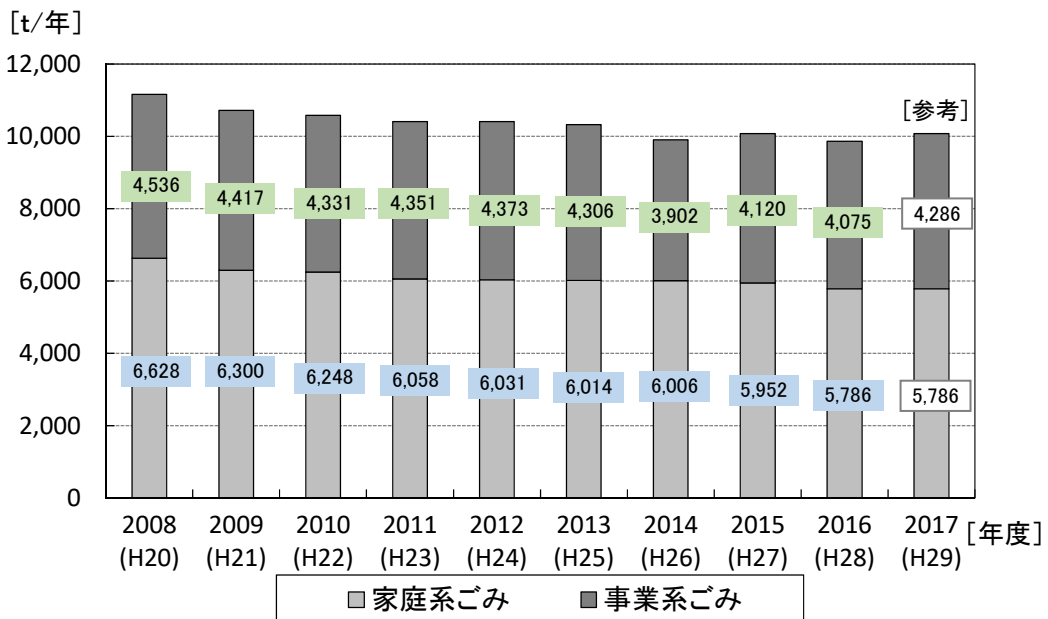


図 1-2 ごみの排出形態別排出量の推移

(3) 収集形態別排出量

○平成 28 年度実績：収集ごみ(■)5,485 t (約 5.5 割)、直接搬入ごみ(■)4,375 t (約 4.5 割)

○推移：収集ごみと直接搬入ごみの構成割合はほぼ一定で推移

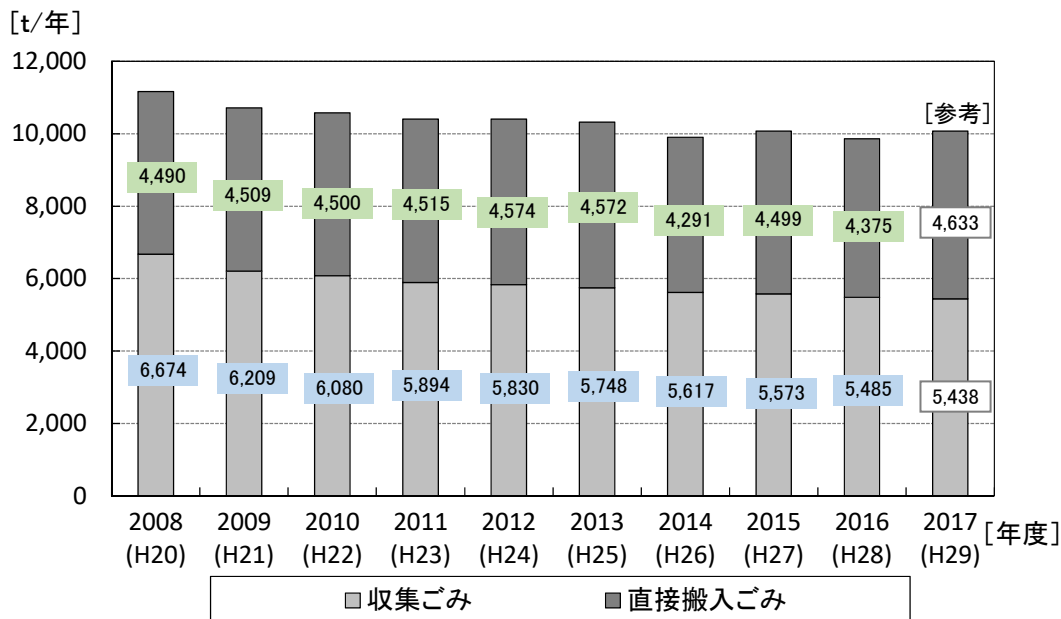


図 1-3 ごみの収集形態別排出量の推移

(4) ごみ排出原単位

○平成 28 年度実績：ごみ総排出原単位（一人一日当たりのごみ総排出量）(■)883g/人日

生活系ごみの排出原単位(■)549g/人日

事業系ごみの排出原単位(■)334g/人日

○推移：生活系ごみ、事業系ごみともにほぼ横ばいに推移

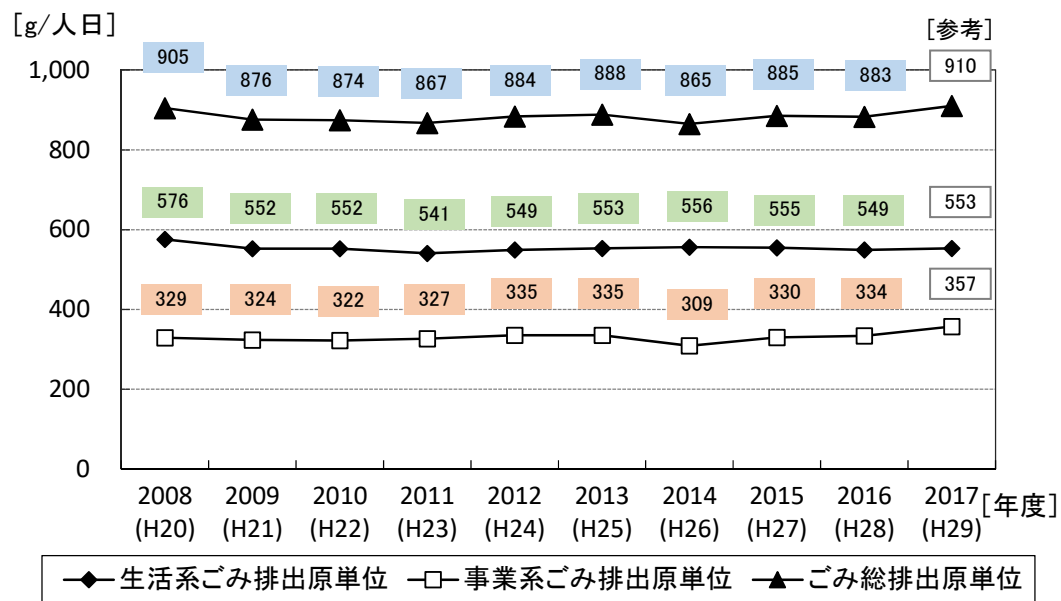


図 1-4 ごみ総排出原単位の推移

3. ごみの減量・リサイクルの状況

(1) 資源ごみ収集量

○平成 28 年度実績：資源ごみ収集量(■)709 t

○推移：平成 24 年度以降減少傾向を示していましたが、平成 28 年度には増加
全体の増減には飲料用あきびん等ガラス類の増減が大きく影響

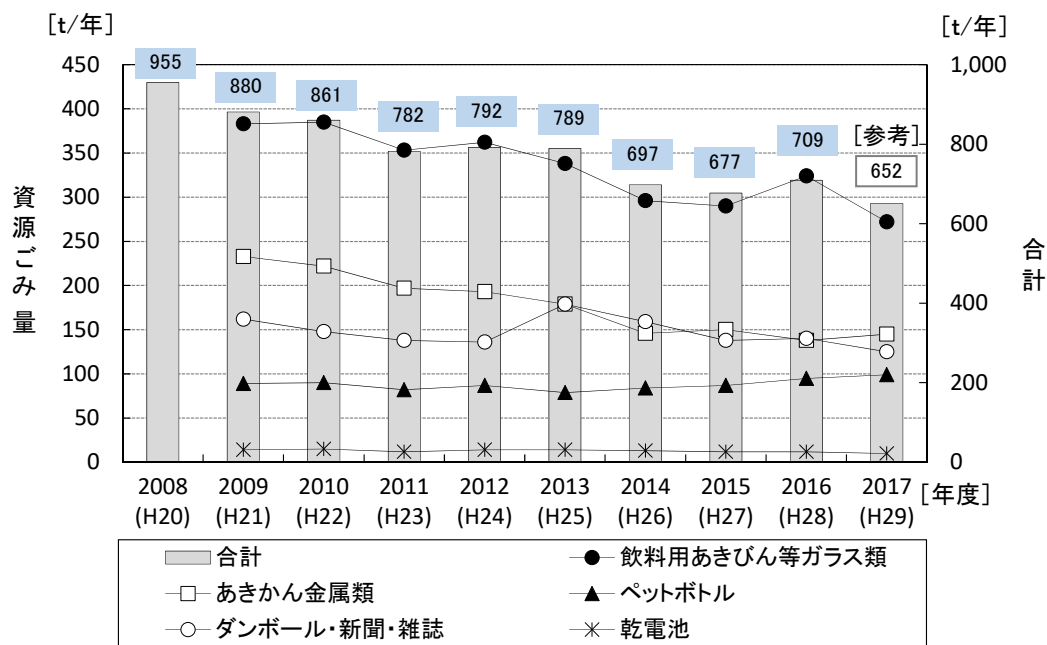


図 1-5 資源ごみ収集量の推移

(2) 集団回収量

○平成 28 年度実績：集団回収量(■)915 t

○推移：集団回収量は年々減少しており、いずれの種類についても減少

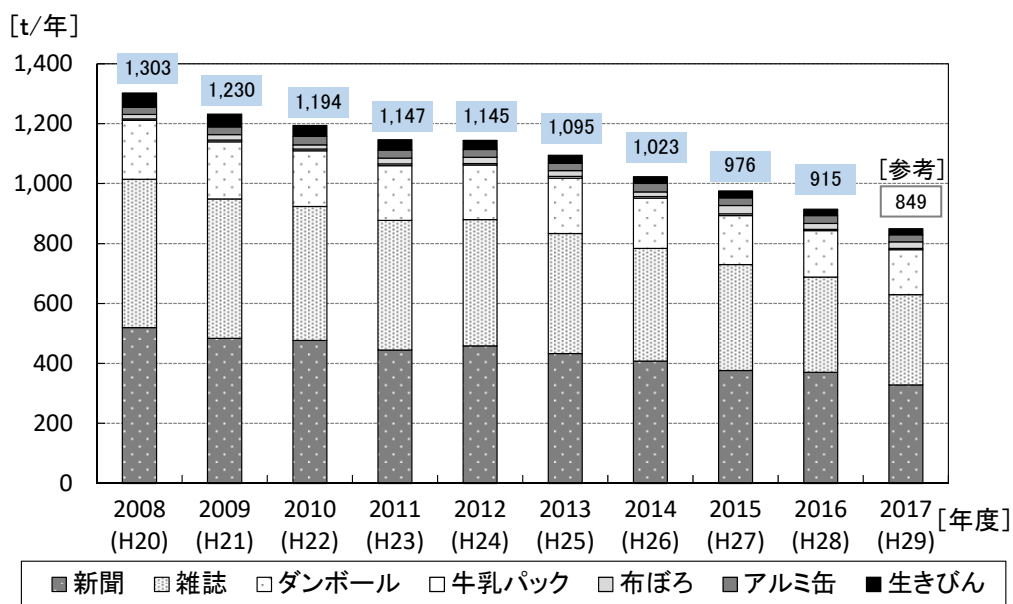


図 1-6 集団回収量の推移

(3) 資源化量及び資源化率

○平成 28 年度実績：資源化量クリーンセンター回収分(■)682 t、集団回収分(■)915 t
資源化率(■)14.8%

○推移：クリーンセンター回収分は平成 28 年度にやや増加、集団回収及び合計量が減少
資源化率も減少

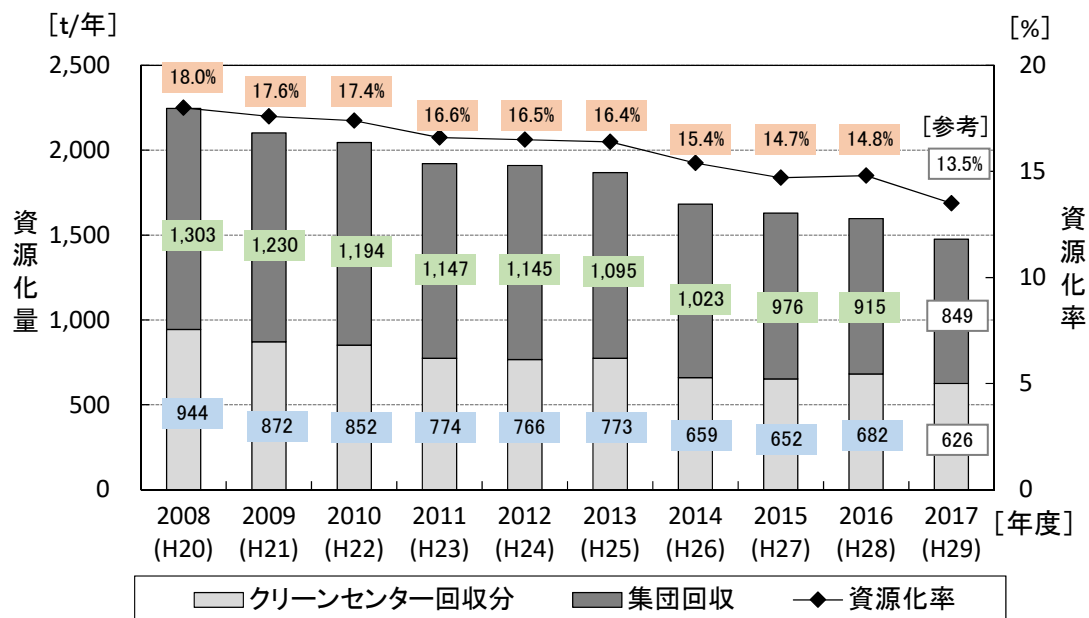


図 1-7 資源化量及び資源化率の推移

4. 中間処理の状況

(1) 中間処理量

○平成 28 年度実績：焼却処理量(■)8,974 t、焼却以外の処理量(■)744 t

○推移：焼却処理量は減少傾向、焼却以外の処理量は減少傾向

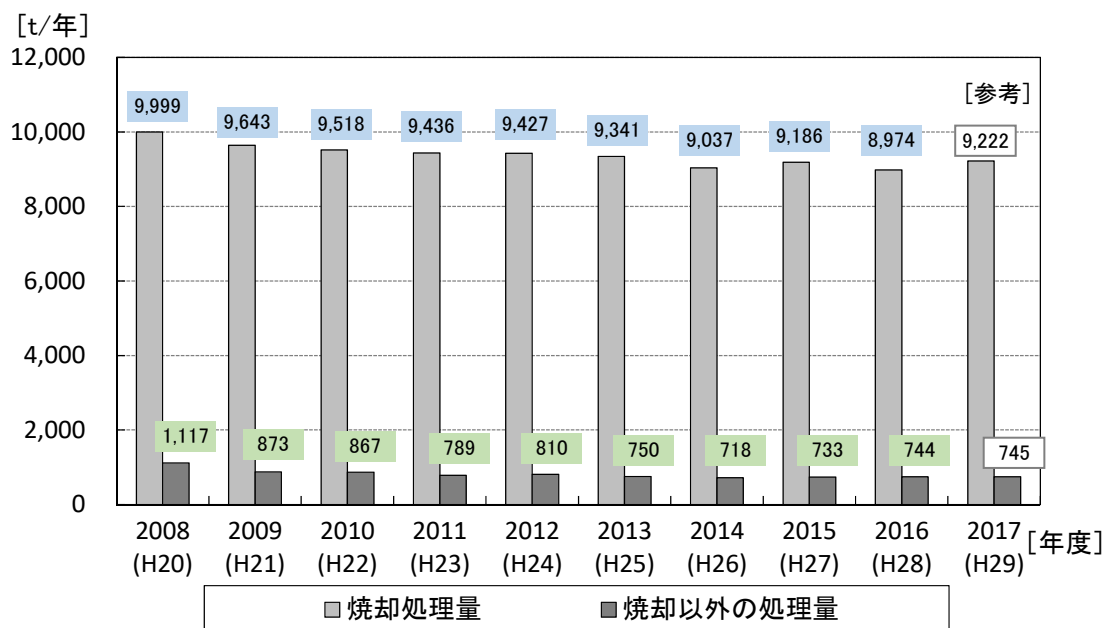


図 1-8 中間処理量の推移

5. 最終処分の状況

(1) 最終処分量（埋立処分量）

○平成 28 年度実績：焼却残渣量(■) 895 t、不燃残渣量(■)204 t、最終処分率(■)10.2%

○推移：平成 27 年度を除き減少傾向

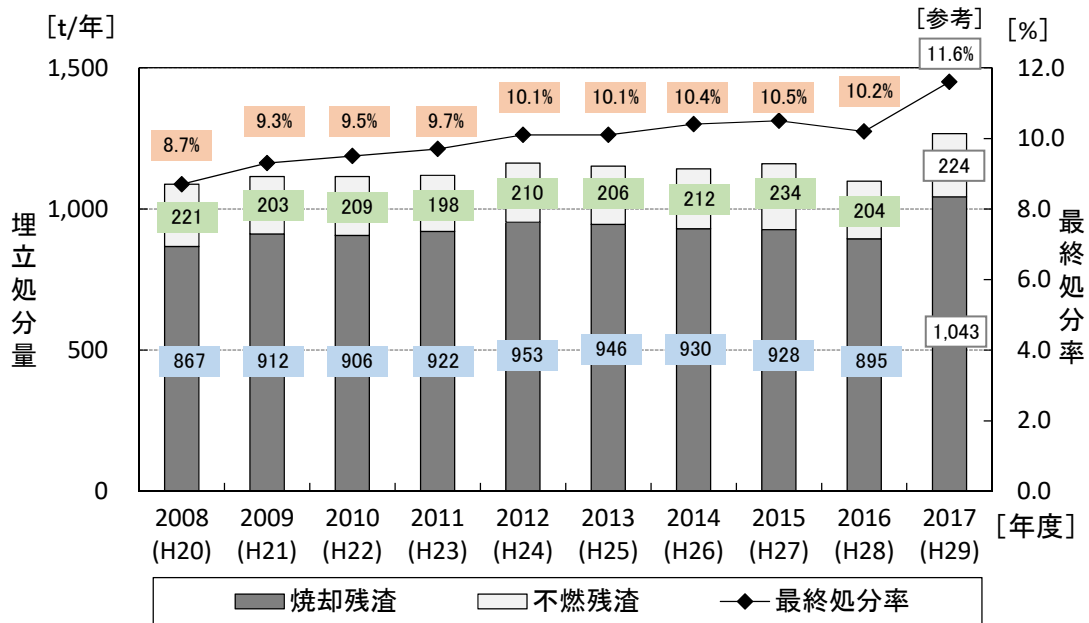


図 1-9 埋立処分量の推移

6. ごみ処理体制の状況

(1) ごみ処理費用

○平成 28 年度実績：ごみ処理費用（建設・改良費含む）(■)約 9 億 7 千万円、

1 t 当たり処理費用（建設・改良費含む）(■)約 90,000 円

○推移：平成 28・29 年度は焼却炉入替工事費（建設改良費）を含む

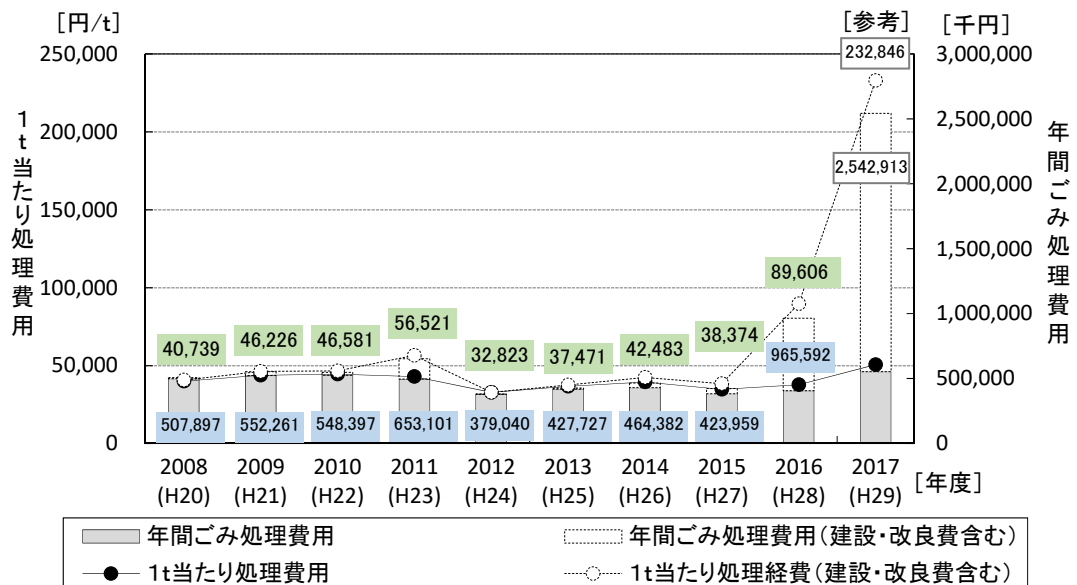


図 1-10 ごみ処理費用の推移

第2章 ごみ処理に関する課題

1. 生活系ごみの排出に関する課題

(1) 排出抑制に関する課題

- さらなる減量化の推進
- 可燃ごみの排出抑制対策の検討
- 食品ロス削減に向けた取組み

(2) 分別・資源化に関する課題

- さらなる資源化の推進
- 生ごみの減量化、資源化

(3) 収集・運搬に関する課題

- 効率的なごみ収集・運搬体制の整備
- ごみ排出のルール of 周知方法の検討
- 処理困難物の適正処理方法 of 周知方法の検討
- ごみの排出困難者対策

(4) ごみ処理費用に関する課題

- 老朽化施設等への対応によるごみ処理経費の増加
- ごみ処理手数料の在り方検討・見直し時の市民の理解促進

2. 事業系ごみの排出に関する課題

(1) 排出抑制に関する課題

- 事業系ごみの排出抑制対策
- 食品ロスの削減に取り組む事業活動への働きかけ
- 事業系ごみの適正処理の周知徹底

(2) 分別・資源化に関する課題

- 事業系ごみの資源化
- 各業種・業態の特性に適した分別・資源化施策の検討
- 宿泊業、飲食サービス業からの食品残渣の資源化推進

(3) 収集・運搬に関する課題

- 事業系ごみの一部（主に温泉地区の残さい（残渣）等）の市による委託収集の継続検討

3. ごみ処理に関する課題

(1) 資源化に関する課題

- 今後の資源化設備の運用等、資源化への取組み検討
- 陶磁器（食器）類の直接資源化や衣類・靴のリユースの検討

(2) 中間処理に関する課題

- 中間処理施設の適正管理
- 中継施設の運用体制の検討
- ペットボトルの排出方法の検討・周知
- あきかんの排出方法の検討

(3) 最終処分に関する課題

- 新たな最終処分場の確保
- 下呂市一般廃棄物最終処分場の延命化
- 下呂市一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理の継続・跡地の有効利用の検討

4. その他の課題

(1) 進行管理計画

- より実現性の高い施策と施策実施のための方向性の検討
- P D C Aサイクルによる継続的な点検、見直し、評価できる仕組み

(2) 三者（市民・事業者・行政）の協働・連携

- ごみの排出抑制、資源化等に係る情報の積極的な情報共有
- 排出事業者との協力関係の構築

(3) 災害廃棄物対策

- 自然災害発生時の災害ごみの適正処理体制の確保に向けた検討
- 大規模災害時の災害廃棄物処理に関する近隣市町村との連携体制の構築

(4) 不適正処理・不法投棄対策

- 不適正処理・不法投棄防止に向けた効果的な対策

(5) 広域的取組みへの課題

- 広域的な処理の必要性を含めた検討
- 緊急時における市外からの搬入条件の設定の検討

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

(1) 基本理念

基本理念

未来へつなごう
ごみの減量を推進して 持続可能な下呂市を目指そう

(2) 基本方針

基本方針1：ごみの減量化の推進

- 市民及び事業者の意識の向上と積極的な取組みによるごみ減量
- 事業系ごみの更なる減量化に向けた各事業者との協働推進

基本方針2：適正な処理体制の構築

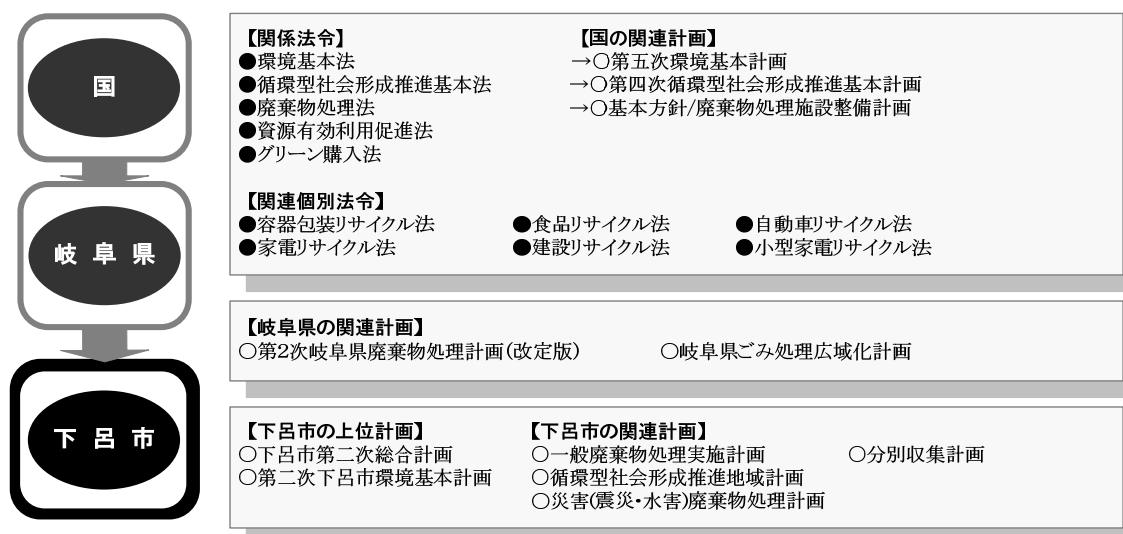
- ごみの区分ごとの処理体制を明確化し、適正な処理ができる体制を構築
- 循環型社会の構築のため、可能な限り環境整備を推進
- 高齢者等のごみ出し困難者への対応や災害時のごみ処理対策、不法投棄防止対策等、関係各機関と連携した適切な対応の実施

基本方針3：施設の適正な維持管理及び整備の推進

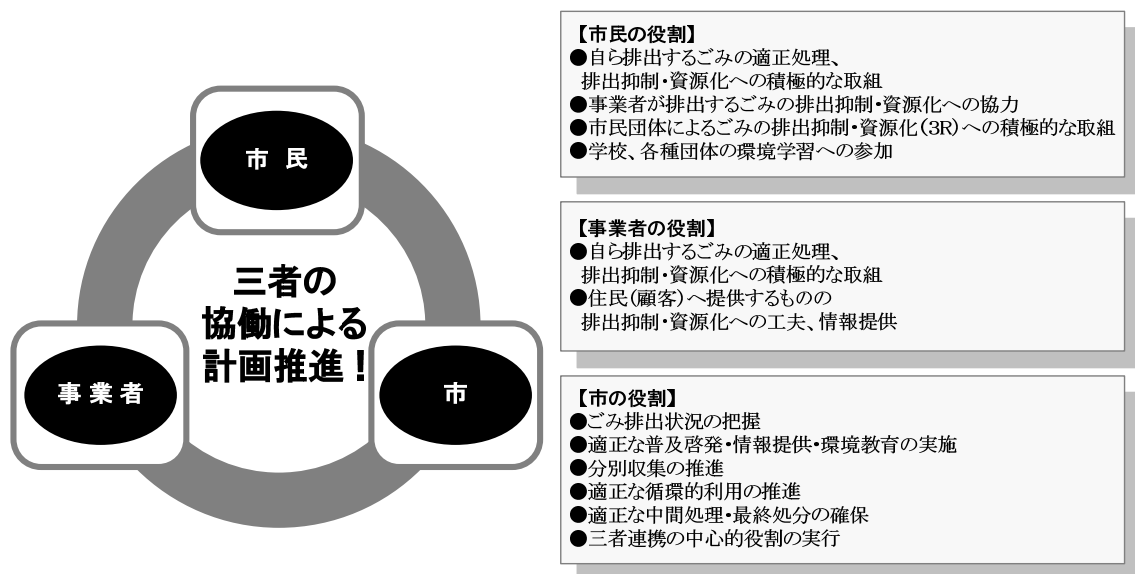
- 適正な維持管理と将来計画を見据えた安全且つ効率的な処理施設の整備

(3) 基本的な視点

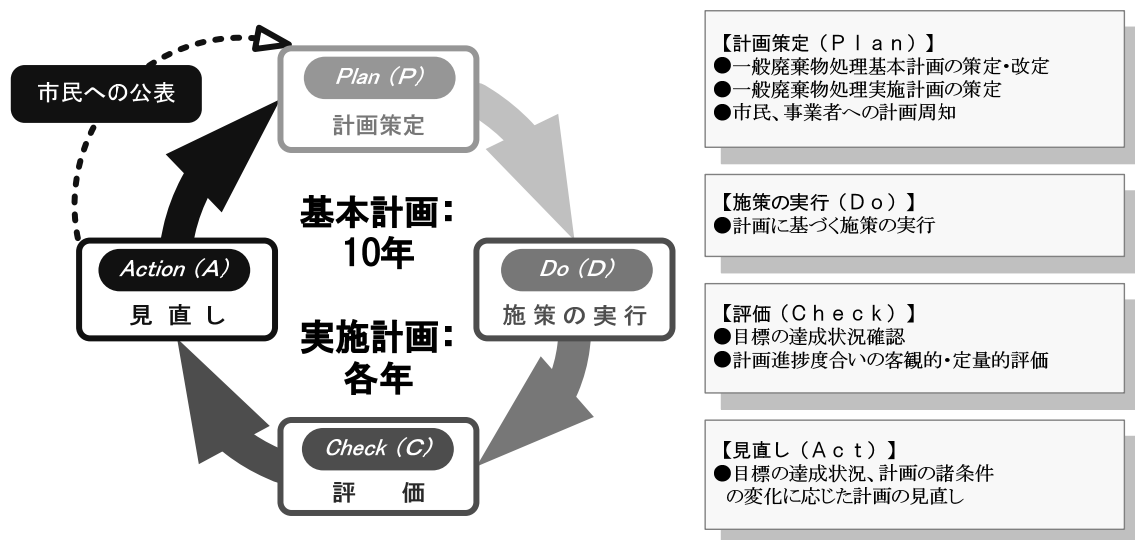
視点1：主体性のある計画 — 市の特性を踏まえた計画



視点2：三者が連携した計画 — 三者が連携・協働する計画



視点3：実効性のある計画 — 実効性・具体性のある計画



(4) 計画期間

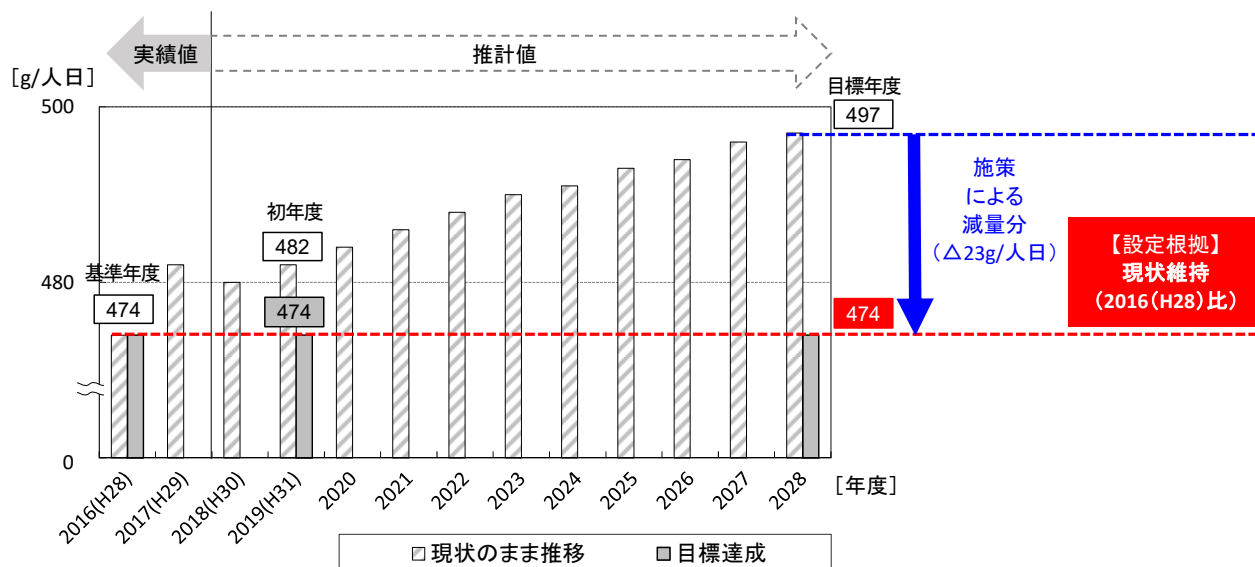


※ 計画の進捗状況や社会的情勢などを踏まえ、計画策定の前提とした諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを実施

(5) 基本目標

基本目標①

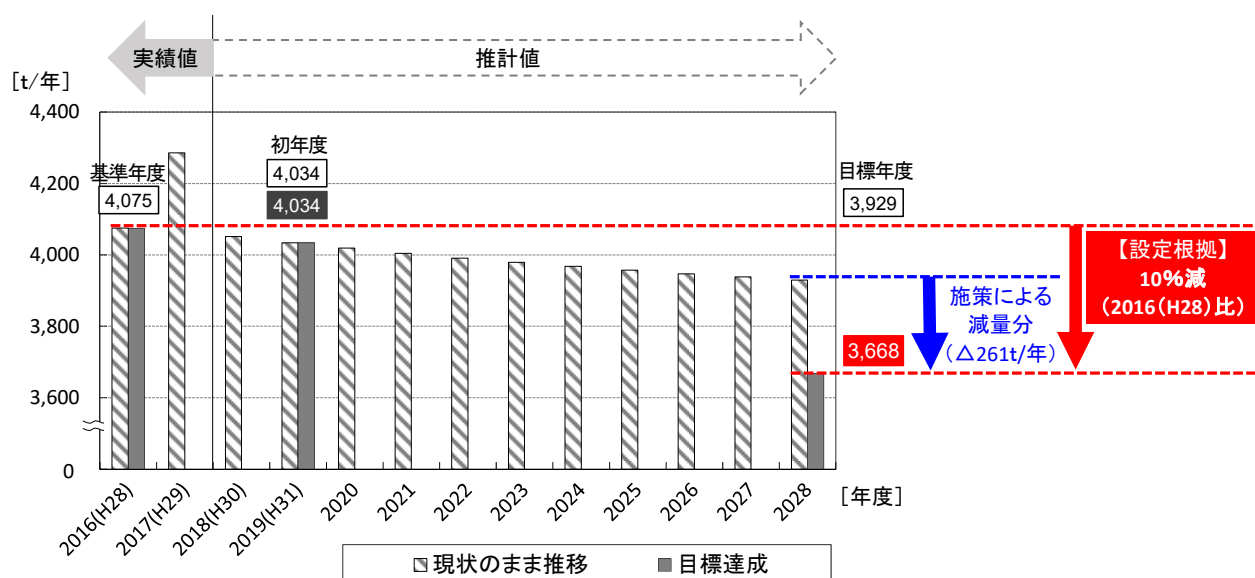
家庭系ごみ排出原単位 474g/人日
(2016(H28)年度現状維持) (2028年度)



注) 変化を分かりやすくするため、軸目盛を大幅に省略しています。

基本目標②

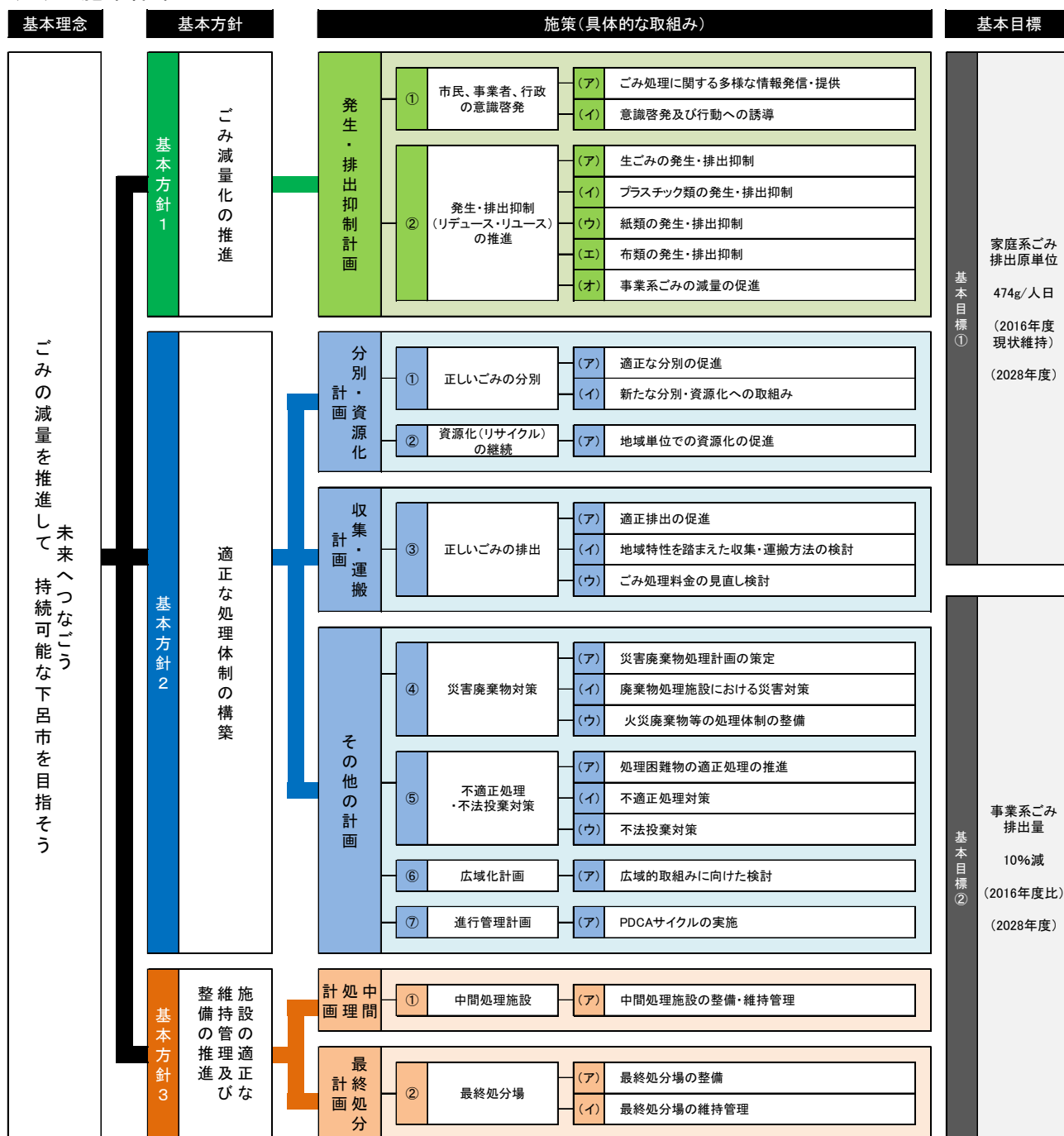
事業系ごみ排出量 10%減
(2016(H28)年度比) (2028年度)



注) 変化を分かりやすくするため、軸目盛を大幅に省略しています。

2. ごみ処理の施策（具体的な取組み）

（1）施策体系



基本的な視点

視点 1	主体性のある計画	視点 2	三者が連携した計画	視点 3	実効性のある計画
------	----------	------	-----------	------	----------

(2) 施策（具体的な取組み）

基本方針 1 ごみ減量化の推進 発生・排出抑制計画						
① 市民、事業者、行政の意識啓発						
施策 1-①		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	ごみ処理に関する 多様な情報発信・提供	・ 自主的かつ積極的なご みの減量・資源化への 取組みを推進	情報 受信	情報 受信	情報 発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)
(イ)	意識啓発及び 行動への誘導	・ 様々なプログラムの提 供	参加	参加	プログラム 提供	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 1 ごみ減量化の推進 発生・排出抑制計画						
② 発生・排出抑制（リデュース、リユース）の推進						
施策 1-②		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	生ごみの 発生・排出抑制	■食品ロスの削減 （3010運動等） ■生ごみの水切りの徹底 ■生ごみ堆肥の有効利用	行動	行動	取組み への 誘導	2019 年度 ～2028 年度 （10 年間）
(イ)	プラスチック類の 発生・排出抑制	■マイバッグ持参運動の 推進 ■プラスチック類の発 生・排出抑制の推進 ■プラスチック類の店頭 回収の促進 ■新技術の研究	行動	行動	取組み への 誘導	2019 年度 ～2028 年度 （10 年間）
(ウ)	紙類の 発生・排出抑制	■紙類の発生抑制の推進 ■紙類の再利用の推進 ■紙類の店頭回収の促進	行動	行動	取組み への 誘導	2019 年度 ～2028 年度 （10 年間）
(エ)	布類の 発生・排出抑制	■衣類の再利用の促進	行動	行動	取組み への 誘導	2019 年度 ～2028 年度 （10 年間）
(オ)	事業系ごみの 減量の促進	■事業所への指導強化 ■各業種・業態に対応し た排出抑制策の情報提 供	協力	行動	指導・ 情報提供	2019 年度 ～2028 年度 （10 年間）

基本方針 2 適正な処理体制の構築 分別・資源化計画						
① 正しいごみの分別						
施策 2-①		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	適正な分別の促進	■分別方法の情報提供 ■ごみ分別指導の強化	行動	行動	指導・ 情報発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)
(イ)	新たな分別・資源化 への取組み	■陶磁器類の分別・資源化	行動	協力	検討・ 情報発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 2 適正な処理体制の構築 分別・資源化計画						
② 資源化（リサイクル）の継続						
施策 2-②		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	地域単位での 資源化の促進	■集団回収の促進 ■市民団体の取組みの P R	実施	協力	取組み への 誘導	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 2 適正な処理体制の構築 収集・運搬計画						
① 正しいごみの排出						
施策 2-③		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	適正排出の促進	■生活系ごみと事業系ご みの分別徹底 ■家庭系ごみの出し方ル ールの遵守徹底 ■ごみステーションの改 善 ■中間処理能力に合わせ た排出方法 ■直接搬入に対する指導 の徹底	行動	行動	指導・ 情報発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)
(イ)	地域特性を踏まえた 収集・運搬方法の検討	■温泉地区の可燃ごみ収 集方法の検討 ■中継施設の運用の検討 ■ごみの排出困難者（高 齢者・障がい者）への 対応検討	協力	協力	検討	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

施策 2-③		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ウ)	ごみ処理料金の 見直し検討	■ ごみ処理有料化に対す る理解の促進 ■ ごみ処理料金の見直し 検討	協力	協力	検討	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 2 適正な処理体制の構築 その他の計画						
④ 災害廃棄物対策						
施策 2-④		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	災害廃棄物処理計画 の策定	・ 災害廃棄物処理計画を 適宜見直し ・ 近隣市町村との連携体 制構築に向けた協議 ・ B C P (事業継続計画) の策定を検討	協力	協力	見直し	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)
(イ)	廃棄物処理施設 における災害対策	・ 廃棄物処理施設の災害 対策 ・ 災害時の仮置き場の候 補地の他部署との協 議・調整	—	—	策定	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)
(ウ)	火災廃棄物等の 処理体制の整備	・ 受入体制の整備	協力	協力	整備	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 2 適正な処理体制の構築 その他の計画						
⑤ 不適正処理・不法投棄対策						
施策 2-⑤		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	処理困難物の 適正処理の推進	・ 処理方法の周知徹底	適正 処理	適正 処理	情報 発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)
(イ)	不適正処理対策	・ 積極的な情報提供 ・ 適切な指導実施	適正 処理	適正 処理	情報提供 ・ 指導	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)
(ウ)	不法投棄対策	・ 監視体制の強化 ・ 協定内容の見直し ・ 早期発見や未然防止	適正 処理	適正 処理	指導・ 監視	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 2 適正な処理体制の構築 その他の計画						
⑥ 広域化計画						
施策 2-⑥		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	広域的取組み に向けた検討	・広域的な施設による効率的な処理の検討 ・ハード面・ソフト面での広域的な取組みを検討	—	—	検討	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 2 適正な処理体制の構築 その他の計画						
⑦ 進行管理計画						
施策 2-⑦		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	P D C A サイクル の実施	・計画の進捗状況の評価 ・必要に応じて見直し	確認	確認	実施 ・公表	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

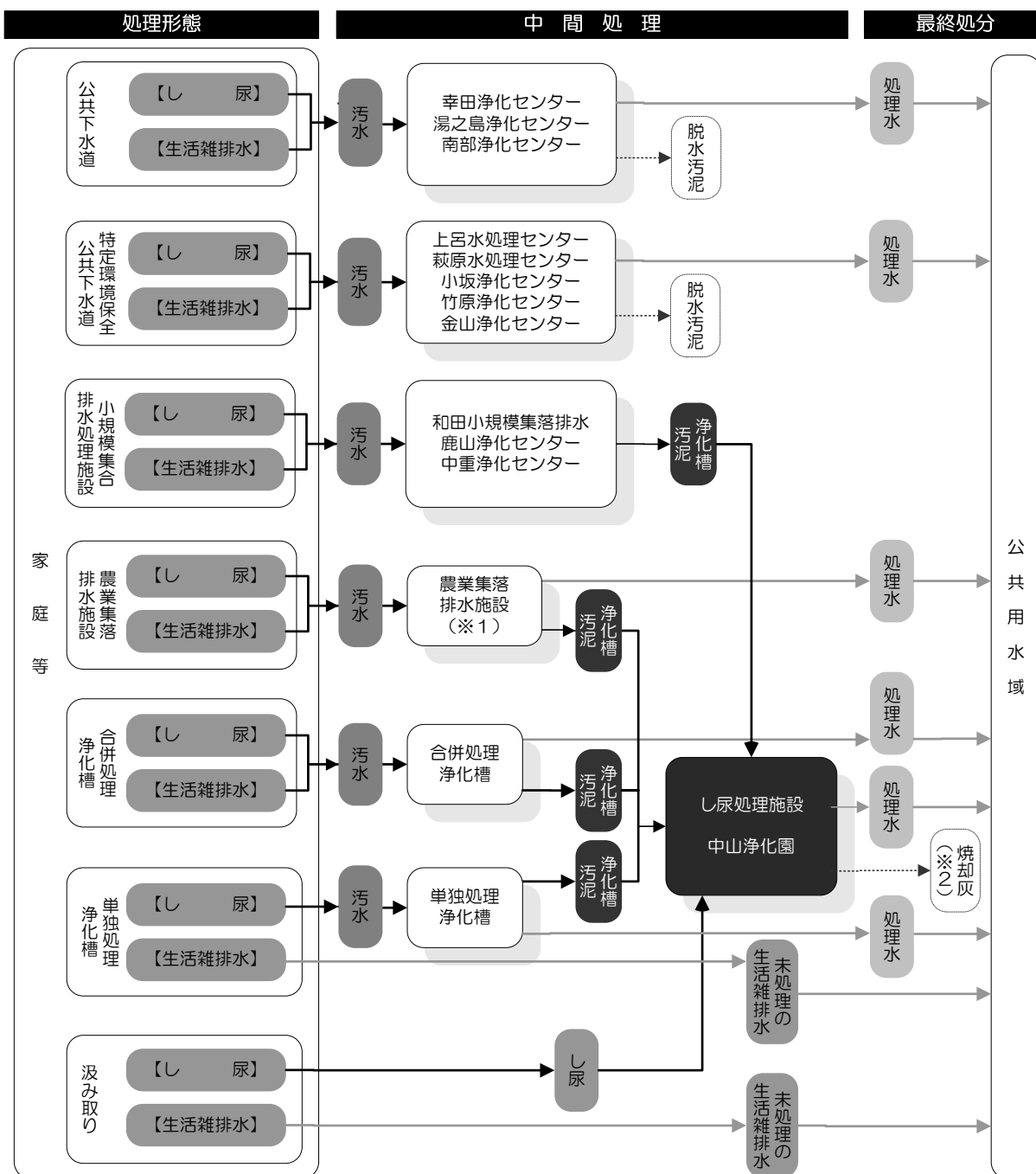
基本方針 3 施設の適正な維持管理及び整備の推進 中間処理計画						
① 中間処理施設						
施策 3-①		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	中間処理施設の 整備・維持管理	■ 中間処理施設の整備・ 維持管理	協力	協力	整備・ 維持管理	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 3 施設の適正な維持管理及び整備の推進 最終処分計画						
② 最終処分場						
施策 3-②		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	最終処分場の整備	・新たな最終処分場の整備	—	—	整備	2019 年度 ～2021 年度 (3 年間)
(イ)	最終処分場の 維持管理	・適正な維持管理 ・陶磁器（食器）類の資源化	協力	協力	維持 管理	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

第2部 生活排水処理基本計画編

第1章 生活排水の排出・処理の現況

1. 生活排水処理フロー



※1：農業集排水施設：宮田水処理センター、羽根水処理センター、奥田洞水処理センター、四美水処理センター、無数原浄化センター、湯屋浄化センター、中央地区処理場、西地区処理場、南地区処理場、北地区処理場

※2：焼却灰は、下呂市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分。

2. 生活排水の排出状況

(1) 生活排水処理形態別人口

○平成 28 年度実績：生活排水処理率(■)85.5%

○推移：水洗化・生活雑排水処理人口は平成 24 年度まで増加後減少

生活雑排水未処理人口は減少、生活排水処理率は平成 24 年度まで増加後減少

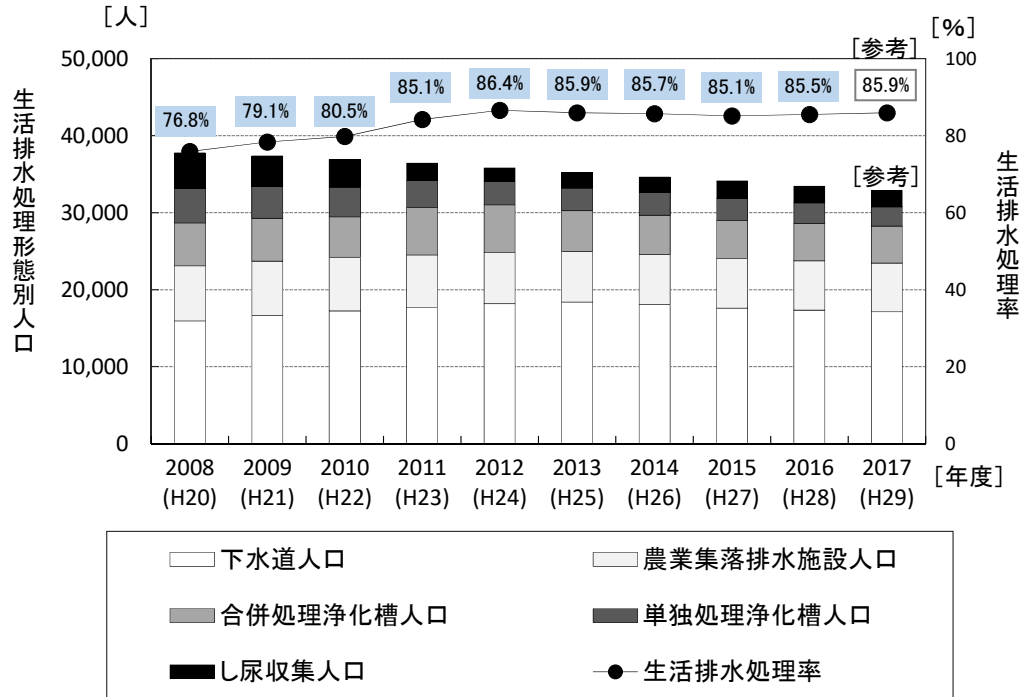


図 1-1 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿・浄化槽汚泥等の排出量

○平成 28 年度実績：し尿排出量(■)2,060 kℓ/年、浄化槽汚泥排出量(■)9,426kℓ/年

○推移：下水道人口の増加に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は年々減少

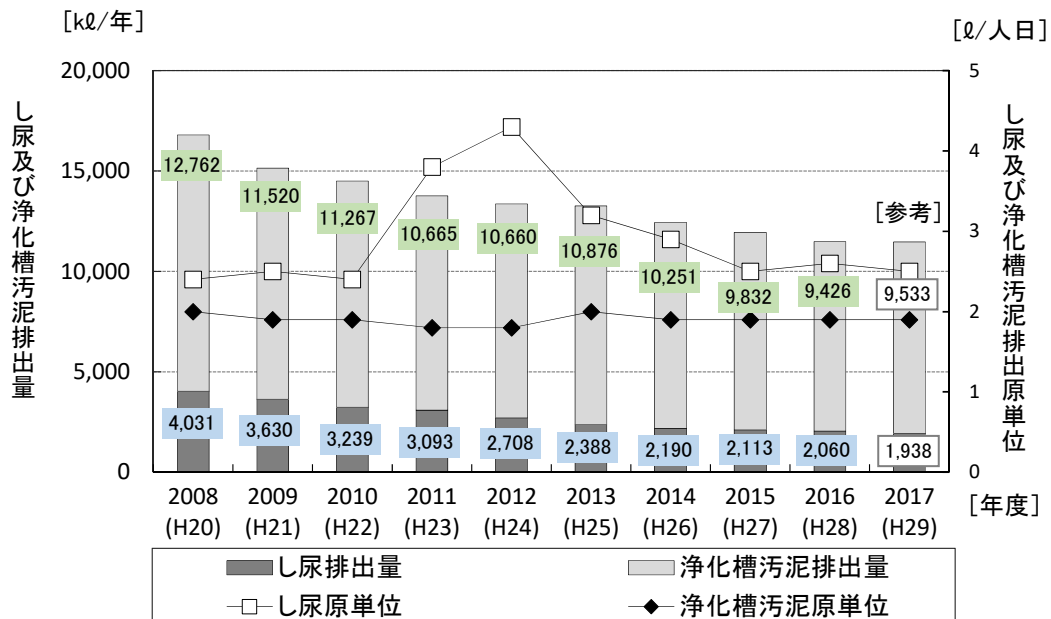


図 1-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

3. 生活排水処理施設の整備状況

(1) 公共下水道・農業集落排水等の整備状況（2018 年（平成 30 年）3 月末現在）

○公共下水道：幸田、湯之島、下呂南部の 3 地区で供用開始、全処理区で面的整備完了

○特定環境保全公共下水道：上呂、萩原、小坂、竹原、金山の 5 地区で供用開始、全処理区で面的整備完了

○農業集落排水施設：市内の 10 地区で供用開始、全処理区で面的整備完了

○小規模集合排水処理施設：和田、鹿山、中重の 3 地区で供用開始、全処理区で面的整備完了

(2) 浄化槽の設置状況

○公共下水道・農業集落排水施設・小規模集合排水処理施設の各事業区域外を対象に合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を実施

4. 生活排水の処理状況

(1) し尿・浄化槽汚泥等の処理量

○平成 28 年度実績：し尿・浄化槽汚泥搬入量(■) 11,486kℓ/年

○推移：し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、緩やかに減少

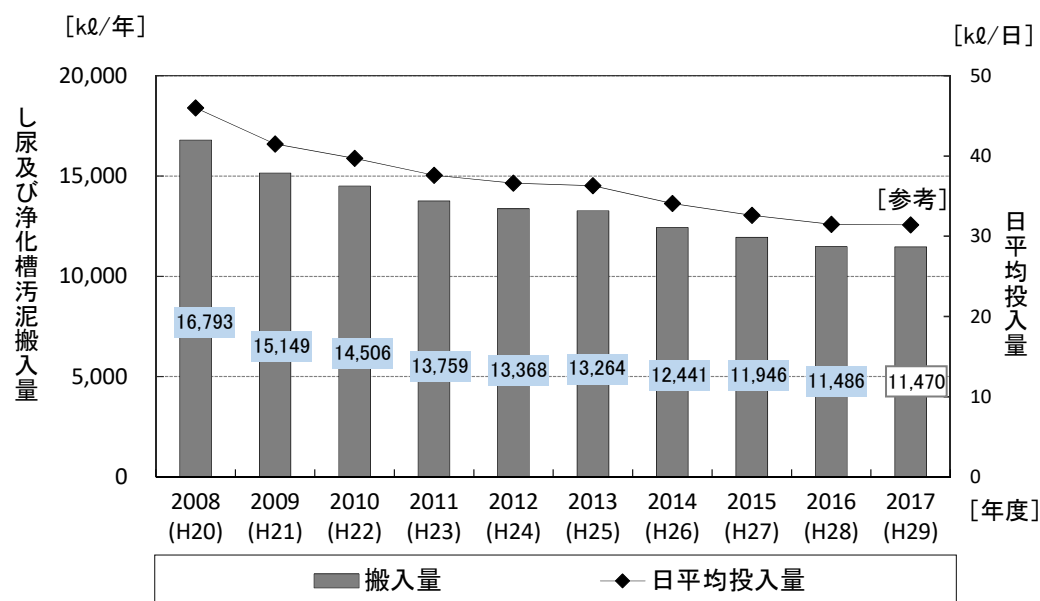


図 1-3 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

(2) し尿処理費用

○平成 28 年度実績：し尿処理に係る費用(■)約 9 千万円

1 kℓ 当たり処理費用(■)約 7,800 円

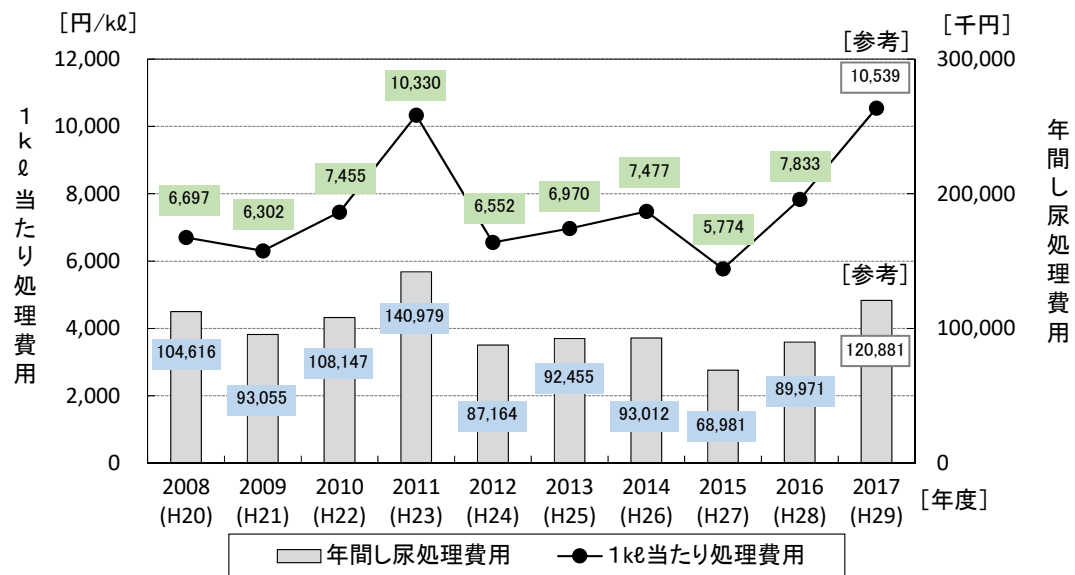


図 1 - 4 し尿処理費用の推移

第2章 生活排水処理に関する課題

1. 生活排水処理施設の整備に関する課題

(1) 公共下水道の整備に関する課題

- 処理区の統廃合の検討
- 処理施設の長寿命化及び管渠の耐震化の検討

(2) 農業集落排水施設の整備に関する課題

- 処理区の統廃合の検討
- 処理施設の長寿命化及び管渠の耐震化の検討

(3) 合併処理浄化槽の整備に関する課題

- 公共下水道及び農業集落排水施設の計画処理区域以外における単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の推進

2. し尿・汚泥等の排出・処理に関する課題

(1) 排出量に応じた収集・処理体制に関する課題

- し尿及び浄化槽汚泥の排出量に応じた適正な収集・処理体制の確保

(2) 公共下水道及び農業集落排水施設の利用に関する課題

- 各計画処理区域内の未接続世帯の接続促進
- 公共下水道等の適正な使用方法の情報周知及び適正な利用の促進

(3) 浄化槽の維持管理に関する課題

- 浄化槽設置者に対する適正な維持管理の実施の啓発

(4) し尿処理施設の管理・運営に関する課題

- 適正な処理のための施設の管理・運営の実施

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の基本方針

(1) 基本理念

基本理念

未来へつなごう きれいな水
みんなで創る快適な水環境を目指したまちづくり

(2) 基本方針

基本方針1：意識啓発及び自主的な取組みの促進

- 水環境に対する意識啓発及び市民一人ひとりの取組みを促進

基本方針2：生活排水処理施設・し尿処理施設の整備・接続の推進

- 合併処理浄化槽の設置促進及び公共下水道等への接続推進
- し尿処理施設（中山浄化園）の安全且つ効率的な処理施設の検討

基本方針3：生活排水処理施設・し尿処理施設の適正な維持管理・運営の推進

- し尿及び浄化槽汚泥の排出量や性状に応じた適正な処理の推進
- 受益者負担の適正化や周辺自治体とのバランス等を踏まえた料金徴収についての検討

(3) 計画期間

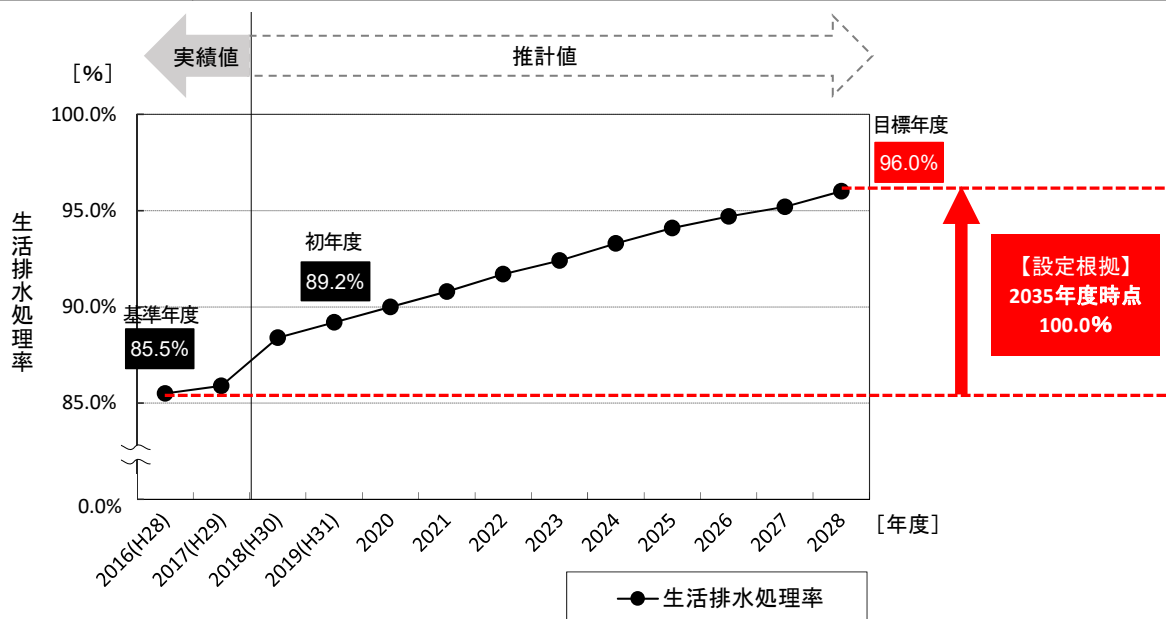


※ 計画の進捗状況や社会的情勢などを踏まえ、計画策定の前提とした諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを実施

(4) 基本目標

基本目標①

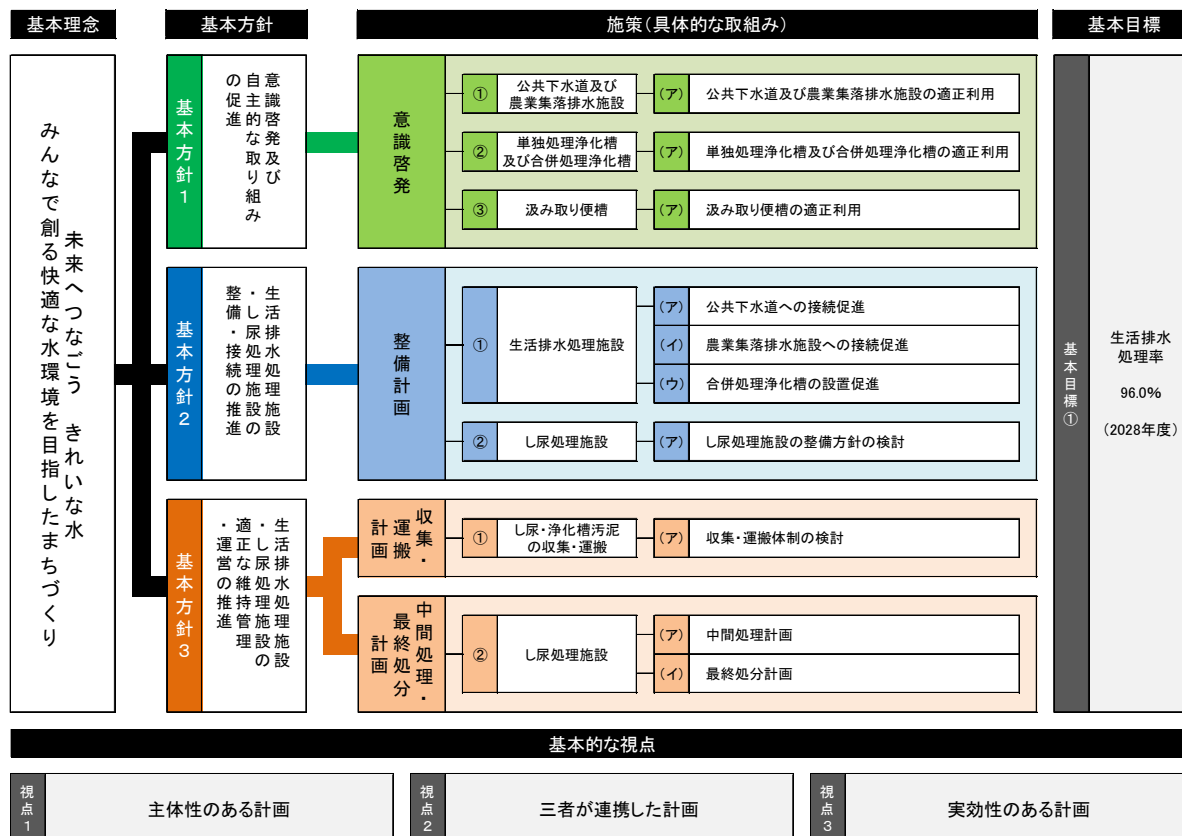
生活排水処理率 96.0% (2028年度)



注) 変化を分かりやすくするため、軸目盛を大幅に省略しています。

2. 生活排水処理の施策 (具体的な取組み)

(1) 施策体系



(2) 施策（具体的な取組み）

基本方針 1 意識啓発及び自主的な取組みの促進 意識啓発						
① 公共下水道及び農業集落排水施設						
施策 1-①		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	公共下水道及び 農業集落排水施設 の適正利用	・ 適正な使用方法について情報を周知	適正 利用	適正 利用	情報 発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 1 意識啓発及び自主的な取組みの促進 意識啓発						
② 単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽						
施策 1-②		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	単独処理浄化槽及び 合併処理浄化槽 の適正利用	・ 適正な維持管理の啓発 ・ 浄化槽の最終清掃の指導徹底	適正 利用	適正 利用	情報 発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 1 意識啓発及び自主的な取組みの促進 意識啓発						
③ 汲み取り便槽						
施策 1-③		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	汲み取り便槽 の適正利用	・ 適正利用の促進 ・ 便槽の最終清掃の指導 徹底	適正 利用	適正 利用	情報 発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 2 生活排水処理施設・し尿処理施設の整備・接続の推進							整備計画
① 生活排水処理施設							
施策 2-①		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール	
			市民	事業者	市		
(ア)	公共下水道 への接続促進	・ 計画処理区域内での公共 下水道への接続促進	接続	接続	接続・ 情報発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)	
(イ)	農業集落排水施設 への接続促進	・ 計画処理区域内での農業 集落排水施設への接続 促進	接続	接続	接続・ 情報発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)	

施策 2-①		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ウ)	合併処理浄化槽 の設置促進	・単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進	設置	設置	設置・ 情報発信	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 2 生活排水処理施設・し尿処理施設の整備・接続の推進 整備計画						
② し尿処理施設						
施策 2-②		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	し尿処理施設の 整備方針の検討	・現有施設の全面改修や新たなし尿処理施設の整備について検討	—	—	検討	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 3 生活排水処理施設・し尿処理施設の適正な維持管理・運営の推進 収集・運搬計画						
① し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬						
施策 3-①		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	収集・運搬体制の 検討	・適切な収集・運搬体制の検討	—	—	体制 構築	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)

基本方針 3 生活排水処理施設・し尿処理施設の適正な維持管理・運営の推進 中間処理・最終処分計画						
② し尿処理施設						
施策 3-②		主な内容	三者の役割			実施 スケジュール
			市民	事業者	市	
(ア)	中間処理計画	・適正な処理 ・安全な施設の維持管理	—	—	適正 運用	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)
(イ)	最終処分計画	・適正な埋立処分	—	—	適正 運用	2019 年度 ～2028 年度 (10 年間)



下呂市第二次一般廃棄物処理基本計画（概要版）

〈 2019年（平成31年）3月発行 〉

発行 下呂市

編集 環境課

住所 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地

電話 0576-24-2222（代表）